



30文科初第483号  
平成30年8月20日

各都道府県教育委員会  
各指定都市教育委員会  
各都道府県知事  
附属高等学校又は  
中等教育学校を置く各国立大学長 殿  
高等学校を設置する学校設置会社を所  
轄する構造改革特別区域法第12条第  
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長  
高橋道和

(印影印刷)

文部科学省生涯学習政策局長  
常盤豊

(印影印刷)

## 地域との協働による高等学校改革の推進について（通知）

### 1. 高等学校改革に関する最近の動向について

#### (1) 新高等学校学習指導要領の公示

高等学校改革については、平成28年12月21日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」を踏まえ平成30年3月30日に公示された「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第13号）」及び「高等学校学習指導要領の全部を改正する告示（平成30年文部科学省告示第68号）」

（以下「新高等学校学習指導要領」という。）において、基本的な考え方として、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視するとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立等に取り組むべきことが示されたところです。

#### (2) 地域学校協働活動の法制化等

また、平成29年3月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び社会

教育法が改正され、地域と学校の連携・協働の推進に向け、学校運営協議会の設置を努力義務化するとともに、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動の推進について規定されました。社会教育関係者をはじめ地域の多様な主体と学校が連携・協働し、高校生が地域課題を解決する取組を地域の住民や団体等と共に企画・実施することは、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に大きな意義を持つものであり、地域への愛着や地域の将来を担う当事者としての意識の向上など、地域の持続的な発展にも資することが期待されるものです。

(3) 「Society 5.0に向けた人材育成～社会が変わる、学びが変わる～」における提言

さらに、文部科学大臣のもとで取りまとめられた「Society 5.0に向けた人材育成～社会が変わる、学びが変わる～」(平成30年6月5日。以下「報告書」という。)(別添資料1)において、地域には、それぞれ生きた課題が多く存在するため、生徒の地域への興味や関心を深め、地域の課題を探究する重要な機会を提供できることから、生徒にとって最も身近である地域と学校とが手を携えながら、体験と実践を伴った探究的な学びを進めていくこと等が高等学校において必要であるとされております。

(4) 高等学校改革に関する閣議決定

高等学校は、国家及び社会の形成者として必要な資質等を養うこと等を目標としているとともに、卒業後に進学・就職等で地元を離れる場合には、地元における最後の教育機関となることから、新高等学校学習指導要領や報告書を踏まえ、生徒の学びの質の向上のために高等学校と地域が協働し、高校生が地域の産業や文化への理解を深めるための機会を提供することは、地方創生の観点からも重要です。このため、「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)(別添資料2)においては、「地域振興の核としての高等学校の機能強化を進める」こと等が重要課題への取組として位置づけられるとともに、「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)(別添資料3)においては、高等学校が、地元市町村・企業等と連携しながら高校生に地域課題の解決等を通じた探究的な学びを提供する取組を推進すること等が明記されたところです。

(5) 教育再生実行会議における議論

平成30年8月3日に開催された政府の「教育再生実行会議」において、今後の議論のテーマとして「新時代に対応した高等学校改革」が掲げられたところであり、今後地域及び産業界との連携の在り方等についても有識者による議論が行われる予定となっています。

## 2. 各地方公共団体における積極的な取組の推進について

こうした政府における各種の決定・報告等も踏まえ、文部科学省としては、地域との協働による高等学校改革について具体的な推進方策の検討を進めており、現時点における取組のイメージや先進事例等をホームページに掲載し

ております。各位におかれては、これらも参考としつつ、高等学校と市町村・産業界・高等教育機関・社会教育施設（公民館等）等とが協働し、地域課題の解決等を通じた探究的な学びを実現する取組を推進していただきますようお願いいたします。その際、各都道府県等においては、効果的な取組を推進するため、学校教育担当部局と社会教育担当部局等、さらには高等学校の所在する地元地方公共団体等との連携に御留意いただくようお願いいたします。

都道府県教育委員会におかれては、所管の高等学校及び域内の高等学校を設置する市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校に対して、各都道府県知事及び高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の高等学校及び学校法人又は学校設置会社に対して、それぞれ本通知を周知していただくようお願いいたします。

また、これらの取組の推進にあたっては、上記のとおり地域学校協働活動として実施することも想定されるほか、高等学校を活用した地方創生や離島振興の取組等に関して、地方創生推進交付金や離島活性化交付金を活用している事例もあります。これらの関係施策等についてもホームページに掲載しておりますので、活用にあたり疑問点等があれば、御相談ください。

地域との協働による高等学校教育改革の推進（文部科学省ホームページ）

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kaikaku/1407659.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1407659.htm)

#### 【別添資料一覧】

- 別添資料1 Society 5.0に向けた人材育成～社会が変わる、学びが変わる～（平成30年6月5日）関係部分抜粋
- 別添資料2 経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）関係部分抜粋
- 別添資料3 まち・ひと・しごと創生基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）関係部分抜粋

本件担当

初等中等教育局

初等中等教育企画課教育制度改革室

TEL：03-5253-4111（内線2022）

生涯学習政策局社会教育課

TEL：03-5253-4111（内線3284）

## 「Society 5.0に向けた人材育成 ～社会が変わる、学びが変わる～」

（平成 30 年 6 月 5 日 Society 5.0 に向けた人材育成に係る大臣懇談会 「新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内タスクフォース」）

### 第 2 章 新たな時代に向けて取り組むべき政策の方向性

（「新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内タスクフォース」における議論の整理）

#### （3）高等学校時代

現行の高等学校は約 99%の生徒が進学する教育機関となっており、義務教育を終えた子供たち一人一人が Society 5.0 を生き抜くために必要な力をそれぞれ身に付けることができるような場でなくてはならない。

（略）

また、こうした中で、生徒がしっかりとそれぞれの地域の地域を学ぶこともますます重要となる。地域には、それぞれ生きた課題が数多く存在するため、生徒の地域への興味や関心を深め、地域の課題を探究する重要な機会を提供できる。

しかし、現状においては、生徒が地域との関わりの中で世界観を広げていき、その後の学びや進路に影響を受けるような活動が十分に行われているとは言い難い。また、進学や就職の際に生じる地域からの人材流出が、地域活力の衰退につながるのではないかと悩む自治体も増えている。

Society 5.0 を迎える今後は、生徒にとって最も身近である地域と学校とが手を携えながら、体験と実践を伴った探求的な学びを進めていく必要がある。こうした学びが学校生活を一層充実したものとし、自らの特性を踏まえた将来の進路と真剣に向き合う契機となるであろう。

これは同時に、各地域への課題意識や貢献意識を持った人材の育成にもつながる。こうした人材がそれぞれの地域で地域ならではの新しい価値を創造するようになれば、Society 5.0 を地域から分厚く支えていくことにつながっていく。

生徒たちが多様な学びを行っていくためには、様々な専門学科等において、多様な主体と連携し、彩り豊かな特色のある教育課程が提供されなくてはならない。

### 第 3 章 新たな時代に向けた学びの変革、取り組むべき施策

（Society 5.0 に向けたリーディング・プロジェクト）

#### （3）文理分断からの脱却

##### ②地域の良さを学びコミュニティを支える人材の育成

高等学校が地元の自治体、高等教育機関、産業界と連携したコースで、例えば福祉や農林水産、観光などの分野が学習できるよう環境整備等を行い、地域人材の育成を推進する。

これを具体化し、地域の、地域による、地域のための高等学校改革を推進するため、「地域<sup>3</sup> 高校（地域キュービック高校）」を創設する。

地域<sup>3</sup> 高校においては、地元市町村・高等教育機関・企業・医療介護施設・農林水産業等のコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びの実現等を通じて、地域に関する産業や文化等に関する特色ある科目（例：観光学）を必ず履修させるなど、高等学校を地方創生の核として、生徒が「やりたいこと」を見つけられる教育機関へと転換し、地域の良さを学びコミュニティを支える人材を育成する。

この際、コミュニティ・スクールである都道府県立高等学校において、市町村長又は市町村教育長等を学校運営協議会の委員とすることを努力義務化し、都道府県と市町村の連携を促進する。

また、高等学校と地元市町村・企業等の連携により、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する仕組みの構築や、進路決定後に地元を離れる生徒も対象としたインターンシップを促進する。

## 経済財政運営と改革の基本方針 2018（2018 年 6 月 15 日閣議決定）

## 第 2 章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

## 5. 重要課題への取組

## (2) 投資とイノベーションの促進

## ② 教育の質の向上等

「第 3 期教育振興基本計画」<sup>1</sup>や教育再生実行会議の提言に基づき、「Society 5.0」に向けた総合的な人材育成をはじめとした教育の質の向上に総合的に取り組む<sup>2</sup>。

新学習指導要領を円滑に実施するとともに、地域振興の核としての高等学校の機能強化、1 人 1 社制<sup>3</sup>の在り方の検討、子供の体験活動の充実、安全・安心な学校施設の効率的な整備、セーフティプロモーションの考え方<sup>4</sup>も参考にした学校安全の推進などを進める。また、在外教育施設における教育機能の強化を図る。さらに、障害、いじめ・不登校、日本語能力の不足など様々な制約を克服し、チーム学校の実現、障害者の生涯を通じた学習活動の充実を図る。

学校現場での教員の勤務実態を改善するため、適正な勤務時間管理の徹底や業務の効率化・精選などの緊急対策<sup>5</sup>を具体的に推進するとともに、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実や学校の実態に応じた教員の勤務時間制度の在り方などの勤務状況を踏まえた勤務環境の見直し、小学校における教育課程の弾力的運用についての検討を進める。

## 6. 地方創生の推進

## (1) 地方への新しいひとの流れをつくる

地方から大都市圏への人口移動の大宗を占める大学進学や就職をする若者の動きに歯止めをかけるため、地方自治体・大学・高等学校・地元産業界等の連携を強化することで、地域人材の育成・還流を図る仕組み（地域人材エコシステム）を構築する。

<sup>1</sup> 「第 3 期教育振興基本計画」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）

<sup>2</sup> 「第 3 期教育振興基本計画」では、幼児期における教育の質の向上や、私学助成のメリハリある配分強化を含む私立学校の振興等について記載されている。

<sup>3</sup> 1 人の生徒が応募できる企業を 1 社として、当該企業の内定が得られなかった場合のみに他の企業に応募できるという高校卒業者の就職に関する慣行。

<sup>4</sup> 関係機関が連携して科学的・実証的な安全対策に取り組むという考え方。

<sup>5</sup> 「学校における働き方改革に関する緊急対策」（平成 29 年 12 月 26 日文科科学大臣決定）

## まち・ひと・しごと創生基本方針 2018（2018 年 6 月 15 日閣議決定）

## Ⅲ. 各分野の施策の推進

## 3. 地方への新しいひと流れをつくる

（1）キラリと光る地方大学づくり等による地域における若者の修学・就業の促進

## ◎地方創生に資する高等学校改革の推進

- ・高等学校は、地域人材の育成において極めて重要な役割を担うとともに、高等学校段階で地域の産業や文化等への理解を深めることは、その後の地元定着やUターン等にも資する。
- ・このため、高等学校が、地元市町村・企業等と連携しながら、高校生に地域課題の解決等を通じた探究的な学びを提供するカリキュラムの構築等を行う取組を推進するとともに、進路決定後の期間を利用したインターンシップの充実等を通じて地元の魅力に触れられる取組等を推進し、地元根ざした人材の育成を強化する。
- ・また、これらの取組を充実させるためには、高等学校と地元市町村等の地域の関係者の間で継続的に緊密な連携を行い、地域一丸となって取り組んでいくことが必要である。そのため、地域関係者により構築するコンソーシアムの設置など、高等学校を活用した地方創生を進めるための地域の基盤構築について、事例等の紹介も行いながら推進する。